

【1.医療費給付手続きの流れ】

①診療月 1 か月分の医療機関発行の領収書をまとめておく

※紛失分は給付できませんのでご注意ください

↓

②月が変わったら、「学生健康保険互助組合 医療給付金申請書」(別紙)に必要な事項を記入する

※「医療費給付の対象外のもの」に該当する場合は給付できません

※ひと月分をまとめて記入してください(一度申請書を提出した月について、追加受付は一切できません)

↓

③はじめて手続きする場合は、「医療給付金振込銀行口座登録票」(別紙)を記入する

※1 回の登録で卒業まで有効です

※口座名義、改氏名等があった場合には再登録してください

↓

④本組合指定の申請期間内に、以下のものを学生部学生センターに提出する(「領収書」「通帳コピー」のみのお預かりは一切していません)

1. 学生健康保険互助組合 医療給付金申請書(記入済みのもの)

2. 領収書(基本は原本提出のこと。原本が他で必要な場合はコピーでも可。コピーの場合は切れや重なり等に注意)

3. 医療給付金振込銀行口座登録票

※【6. 領収書について】参照

4. 振込先銀行口座の通帳コピー

※3. 4. は振込銀行口座を登録する学生のみ

↓

⑤本組合で、申請書・領収書を基に医療給付金を計算し、給付額を決定します

↓

⑥本組合指定振込日に、登録した銀行口座に医療給付金が振り込まれます

※10 円未満は切り捨てとなります

※振込手数料はご本人負担となります

【2.医療費給付の対象外のもの】

①各種文書料(診断書等) ②健康診断 ③予防接種 ④人間ドック ⑤交通事故 ⑥正常な妊娠、分娩 ⑦疾病治療ではない禁煙治療 ⑧保険点数化されていない前回未収金 ⑨入院時食事代・差額ベッド代(保険適用でも給付できません)
⑩海外医療機関での診療、処方箋 ⑪その他(健康保険適用範囲外の診療/処方箋/検査)

【3.歯科給付について】

歯科については、ひと月 5,000 円が給付上限額となります

【4.医療費給付について】

○給付上限額・・・1 か月 80,100 円

年額(当該年度) 200,000 円

※歯科はひと月 5,000 円まで

○10 円未満切り捨て

○振込手数料は本人負担(差し引いての給付)

三菱 UFJ 銀行 100 円+税

その他の銀行 300 円+税

【5.振込先銀行口座について】

○学生本人の名義以外では登録できません

○登録申請する際には必ず通帳コピー(①金融機関名②金融機関コード③支店名④支店コード⑤預金種類⑥カナ名義⑦口座番号が載っているページ)を添付してください(通帳未発行の場合、①～⑦がわかる部分を印刷し提出すること)。

○振込銀行口座を変更する学生、学籍番号・氏名が変わった学生は再度登録してください

【6.領収書について】

○領収書に下記①～⑤全ての事項が記載されているか確認すること。どれか 1 つでも記載のない場合は受付できないため、ご注意ください

①受診者氏名 ②診療年月日 ③保険点数 ④自己負担額(保険適用額) ⑤領収額

○抜けている事項がある場合には、その事項について領収書に追加記入してもらい、その箇所に医師または医療機関印を押してもらるか、医療機関に診療月 1 か月分をまとめて「亜細亜学園学生健康保険互助組合 診療費領収明細書」(学生センター備付)に記載してもらいご提出ください(記入に関する手数料は自己負担となります)

○レシートの場合も、同様にお手続きください

○整骨院・接骨院は、上記③保険点数がなくても、他の事項が明記されていれば受付いたします

○領収書(レシート)コピーを提出する場合には、切れや重なり等のないよう注意すること。コピーの切れや重なり等で上記①～⑤の各事項が確認できない場合には給付対象となりません。

【7.医療費申請期間一覧表】

※申請期間等は別紙「亜細亜学園学生健康保険互助組合 医療費申請期間一覧表」でご確認ください

※申請期間を 1 日でも過ぎた場合は受付できません